

7 家畜伝染病に係る埋却地の確保促進について

令和2年度、千葉県では、高病原性鳥インフルエンザが大規模かつ連続的に発生し、採卵鶏等約458万羽を殺処分する、大がかりな防疫対応が行われた。

令和3年度においても、全国各地で豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が続いており、関東地方知事会構成10都県でも、他県で発生した事案への対応も含め、豚熱については、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県の8県で、高病原性鳥インフルエンザについては、茨城県、埼玉県、千葉県の3県で、防疫対応がとられたところである。

こうした家畜伝染病に対して、防疫対応を速やかに行い、早期収束をはかるためには、畜産農家があらかじめ家畜の死体等を埋却するための土地を確保しておくことが重要であり、家畜伝染病予防法施行規則で定められた飼養衛生管理基準においても、畜産農家は埋却地を確保することが求められている。

埋却地をあらかじめ確保するためには、遊休農地を活用することが考えられるが、農地法による権利移転の規制がある。このため、一部の畜産農家は、飼養規模に応じた埋却地を確保できない状況にあり、迅速な防疫対応の支障要因となっている。

については、今後も、全国各地で家畜伝染病が発生する恐れがあることを踏まえて、防疫対応を速やかに行い、早期収束をはかるため、以下の事項について、特段の措置を講じられたい。

畜産農家が埋却予定地を確保するため、遊休農地を、いつでも耕作できる状態で管理することを要件に、農地のままあらかじめ取得できるよう、農地法及び家畜伝染病予防法上の例外的な取り扱いを認めること。

併せて、農地以外の土地を埋却予定地として確保する場合に、農地並

みの負担で済むよう、税制上の特例措置など政策的支援を講じること。